

テナント総合保険の補償内容についてのご案内

(2010年4月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、テナント総合保険の主な補償内容についての概要をご説明しております。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社損害サービスセンターにご相談ください。

このリーフレットの中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保 険 の 対 象 (物損害補償)	ご契約者の所有、使用または管理する財物(設備・什(じゅう)器等、商品・製品等)をいいます。 ただし、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。以下同様とします。)、船舶、航空機、家財などを除きます。また、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等、屋外に設置された設備・什(じゅう)器等(ただし、軒・庇(ひさし)の下にあるものを除きます。)、稿本などについては、保険証券に明記されていない場合、保険の対象となりません。
保 険 価 額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額(注1)から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)をいいます。 (注1) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な額のことをいいます。
対 象 施 設	保険証券記載の施設をいいます。

物損害補償の補償内容

(1)	損害保険金	すべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)によって保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ご契約金額(保険金額)が保険価額以上の場合は保険価額を限度に損害の額を、保険価額を下回る場合は、損害の額に保険価額に対するご契約金額の割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。 裏面の注2以外の事故については、1回の事故につき、保険証券記載の自己負担額(免責金額)が適用されます。
(2)	通貨等盗難損害保険金	設備・什(じゅう)器等が保険の対象である場合に、対象施設内における業務用通貨または預貯金証書の盗難について保険金をお支払いします。 1回の事故につき、1敷地内ごとに、業務用通貨については30万円、業務用預貯金証書については300万円または設備・什(じゅう)器等のご契約金額のいずれか低い額が限度となります。
(3)	修理費用保険金	設備・什(じゅう)器等が保険の対象である場合に、すべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)によって借用施設に損害が生じ、貸主との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で現実に修理したときは、その借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、1回の事故につき、1敷地内ごとに、設備・什(じゅう)器等のご契約金額の10%に相当する額を限度としてお支払いします。
(4)	臨時費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いする場合(通貨の盗難による場合を除きます。)に、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき500万円が限度となります。
(5)	残存物取片づけ費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いする場合、その損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)の実費をお支払いします。
(6)	修理付帯費用保険金	火災、落雷または破裂・爆発により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した原因調査費などの各種費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要、有益な費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、保険の対象が所在する敷地内のご契約金額(注3)の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。 (注3) ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
(7)	水害費用保険金	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、対象施設の所在する建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受けた結果、保険の対象に損害が生じたときに、ご契約金額(注4)の5%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 (注4) ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
(8)	損害防止費用保険金	損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合、実費をお支払いします。 ※ご契約金額が保険価額を下回る場合、お支払いする保険金が削減されることがあります。

休業損失等補償の補償内容

休業損失保険金	(1)	火災	左記(1)から(8)までの事故によって次の①から④までのいずれかが損害を受けたことにより、対象施設の営業が休止または阻害された場合に生じた損失について保険金をお支払いします。 ① 対象施設の所在する建物等 ② 対象施設の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(ただし、自動車、有価証券等、稿本等を除きます。) ③ ①に隣接するアーケード等、①へ通じる袋小路等 ④ ユーティリティ設備(裏面の注5) 左記(4)の事故による損害および上記④が左記(1)から(8)までの事故による損害を受けた結果の損失については、休業4日目から保険金をお支払いします。 また、左記(1)から(3)までの事故による損失の発生および拡大の防止のために、必要・有益な費用を支出した場合、損失防止費用保険金をお支払いします。
	(2)	落雷	
	(3)	破裂または爆発	
	(4)	風災、雹(ひょう)災、雪災または水災	
	(5)	建物の外部からの物体の落下等または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触	
	(6)	漏水、放水、溢水(いっすい)	
	(7)	騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
	(8)	盗難	
営業継続費用保険金	(1)	火災	左記(1)から(8)までの事故によって次の①から④までのいずれかが損害を受けた結果生じた営業継続費用について保険金をお支払いします。 ① 対象施設の所在する建物等 ② 対象施設の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(ただし、自動車、有価証券等、稿本等を除きます。) ③ ①に隣接するアーケード等、①へ通じる袋小路等 ④ ユーティリティ設備(裏面の注5) 上記④が損害を受けた結果生じた営業継続費用については、ご契約金額の1%に相当する額が自己負担額となります。
	(2)	落雷	
	(3)	破裂または爆発	
	(4)	風災、雹(ひょう)災、雪災または水災	
	(5)	建物の外部からの物体の落下等または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触	
	(6)	漏水、放水、溢水(いっすい)	
	(7)	騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
	(8)	盗難	

賠償責任補償（施設賠償責任補償・生産物賠償責任補償）（オプション）の補償内容

次のA. またはB. のいずれかの場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、次の（１）から（５）までの損害賠償金・費用をお支払いします。（１）から（３）までについては、その合計額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

A. 施設賠償責任補償		対象施設の所有・使用・管理または対象施設に関連して行われる営業・管理等の仕事の遂行に起因して、ご契約期間（保険期間）中に日本国内で顧客や通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、財物を損壊したりした場合における法律上の損害賠償責任について補償します。
B. 生産物賠償責任補償		製造・販売した商品や飲食物など（生産物）または被保険者の仕事の結果によってご契約期間中に日本国内で顧客などの第三者の身体に障害を与えたり、財物を損壊したりした場合における法律上の損害賠償責任について補償します。
（１）	損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減できたと認められる額等を控除してお支払いします。（２）・（３）とあわせて支払限度額を限度とします。
（２）	求償権保全費用	他人から損害賠償または求償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した必要または有益な費用です。（１）・（３）とあわせて支払限度額を限度とします。
（３）	損害拡大防止軽減費用	損害の拡大防止または軽減のために支出した必要または有益な費用です。（１）・（２）とあわせて支払限度額を限度とします。
（４）	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）につき支出する訴訟費用、弁護士費用などの費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
（５）	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用です。支払限度額とは別枠でお支払いします。

賠償責任補償（借家人賠償責任補償）の補償内容

火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水・溢水（いっすい）による水濡れにより借用施設に損害を与えた場合において、家主（貸主）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、次の（１）から（７）までの損害賠償金・費用をお支払いします。

（１）	損害賠償金	家主（貸主）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減できたと認められる額等を控除してお支払いします。借用施設ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。
（２）	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）について、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
（３）	示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、弊社の書面による同意を得て支出した、示談交渉に要する費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
（４）	損害防止費用	損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益な費用です。
（５）	緊急措置費用	損害の発生を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、あらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用および被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用です。
（６）	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用です。
（７）	求償権保全費用	他人から損害賠償または求償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した必要または有益な費用です。

（注２）火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、水災、建物の外部からの物体の落下等または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、盗難

（注５）ユーティリティ設備とは、対象施設の建物等と配管または配線により接続している下記の事業者の占有する電気・ガス・熱・水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で下記の事業者の占有するもの（日本国内に所在するものに限ります。）をいいます。

- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に定める電気事業者
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に定めるガス事業者
- ・熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）に定める熱供給事業者
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ・電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める電気通信事業者

【ご注意くださいこと】

- ・お客さまがお選びになった補償・特約により、お支払いの内容が変更される場合があります。
- ・施設賠償責任補償・生産物賠償責任補償は、お客さまがご契約を希望された場合のみ補償されます（オプション）。したがって、ご契約の内容によっては、補償されない場合があります。
- ・オプションとなる特約をご契約の場合、上記の保険金のほかにもお支払いの対象となるものがある場合があります。詳しくは、保険証券および保険の約款をご確認ください。